

自営業、一人親方、フリーランスのみなさん

コロナ不況をのり越えよう!

緊急相談会 実施中



府の「休業要請」支援金

休業要請を受けて店舗を閉め4月の売上が50%以上減少した事業者が対象です。個人50万円、法人100万円。スナックやバー、時短した飲食店、塾など、店舗を有する指定業種に限られます。

ネット登録し申請書など必要書類を郵送します。

実質無利子の融資など

直近1カ月の売上5%以上減で、上限6千万円融資。3千万円までは当初の3年間は利子補助あり。

返済期間は運転資金15年、設備資金は20年、うち据え置き期間5年。借り換えも可能。条件変更や返済にみだれがあっても融資対象になります。

従業員の休業への助成

雇用調整助成金により、休業させた従業員の賃金を維持すれば国が最大全額を助成することに。

売上5%減少が条件。6月末までは休業実施した後の申請でも可能に。正社員に加え、パートやアルバイトの従業員も助成対象になりました。

さまざまな支援策

- ・ 経営をのばす費用の2/3、上限50万円補助。
- ・ カラオケ・有線の著作権使用料の減免。
- ・ 家賃補助が失業・廃業に加え収入減も対象に。
- ・ 小学校休業等による助成金（自営業向けも）。
- ・ 電気・ガス・水道代の免除。生活保護など。

国の「持続化給付金」など

1月～12月のうち売上が50%以上減少した事業者が対象です。個人100万円（フリーランスを含む）、法人200万円。ただし、売上が減少した月の減少額×12ヵ月分が上限です。

他に特別定額給付金（1人当り10万円）も。

緊急小口資金等で80万円

コロナの影響で収入減の世帯に10万円（個人事業主などは20万円）を貸し付け。返済2年、うち据え置き期間1年。利子も保証人も不要です。

さらに「総合支援資金」として20万円（単身者15万円）×3ヵ月分、返済10年の貸し付けも。

税・保険料等の支払い猶予

売上20%以上減少した場合、1年間の納税猶予。延滞税も担保もいりません。口頭説明でも可能に。国税のほか地方税、社会保険料にも適用されます。

国保料は売上30%以上減なら減免に。うち前年所得300万円以下の場合は全額が免除です。

休業・自粛にみあう補償を!
さらなる制度改善を実行させよう

何でも気軽にご相談を! がんばって商売つづけよう

民商

地域に根づいて70年

商売なんでも相談ダイヤル 土日もOK

☎0120-22-0000

